

令和元年第9回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和元年12月11日(水) 午後1時30分から午後4時00分

2. 開催場所 人権交流プラザ3階大ホール

3. 出席委員 (23名)

会長	3番	濱田香	会長職務代理者	9番	田渕緑
委員	1番	家根宗継	委員	14番	香山川恵
〃	2番	川上信温	〃	15番	山口三子
〃	4番	谷口伸樹	〃	16番	福田淳一郎
〃	5番	小林一	〃	17番	加藤藤修
〃	6番	大西淳	〃	18番	柳田和廣
〃	7番	石谷隆	〃	20番	村田幸範
〃	8番	山田準二	〃	21番	福安川重修
〃	10番	建部憲二	〃	22番	砂川雄
〃	11番	小林勉	〃	23番	福田和彦
〃	12番	猪口実司	〃	24番	安東和彦
〃	13番	岩永正			

4. 欠席委員 (1名)

委員 19番 田中美

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：16名)

邑美	有本知勝	邑美	下田義男
邑美	山根昌博	高草	民谷富男
湖南	木浪哲夫	湖南	上根邦十郎
湖南	森清美	湖東	小松和幸
国府町	山脇隆	河原町	岸本明人
用瀬町	小林照美	気高町	角田完子
鹿野町	谷口和人	青谷町	山田千也
青谷町	大石剛史	青谷町	伊藤藤茂

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第49号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第50号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第51号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第52号	非農地証明について
議案第53号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第54号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (5) 農地の形状変更届出書の受理について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 蜂谷局長補佐 堀係長 坂本主任 川口主事 森下(臨)

8. 会議内容

議 長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和元年度第9回農業委員会総会を開会します。まず、定足数の確認をします。農業委員24名中、現在23名の出席ですので、会議は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名委員には、4番 谷口伸樹委員、5番 小林一委員を指名します。</p>
事務局	<p>では、議事に入ります。議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第49号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。整理番号47番につきましては、青谷町青谷地内の畑、360㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地までの距離は住所地に隣接しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積30アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は31アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
大石委員	<p>現況は畑として利用されております。譲受人の住所地に隣接する農地ですし、適切に管理されますので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議 長	<p>引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
石谷委員	<p>推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号47番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号48番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号48番につきましては、国府町中河原地内の畑11筆、4,517㎡を贈与により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p>

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から10km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は209アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

山脇委員 譲受人は申請地の近くで水稻や白ネギを栽培しており、規模拡大のため取得するもので耕作意欲もあり、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断しま

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

山田準委員 推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断しま

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号48番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号49番を審議します。事務局の説明を求めま

事務局 整理番号49番につきましては、河原町八日市地内の畑4筆、1,645㎡を売買により所有権移転するものです。
申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明しま

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地までの距離は約1km以内の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は119アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

以上で説明を終わります。

議 長	では、担当推進委員は欠席ですので、担当農業委員の報告をお願いします。
猪口委員	譲渡人の親が亡くなり耕作放棄地にするよりは誰かに譲りたいということで、譲受人には耕作意欲があり取得したいとのことで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号49番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号50番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号50番につきましては、河原町八日市地内の畑3筆、1,554㎡を売買により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。 農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、 譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から1km以内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。 次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、 申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、 申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は110アールとなり、要件を満たしております。 最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、 申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。 なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員は欠席ですので、担当農業委員の報告をお願いします。
猪口委員	現況は畑として利用されています。譲受人は今後も農地として効率的に利用されますので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号50番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号51番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号51番につきましては、河原町八日市地内の田2筆、2,982㎡を売買により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から1km以内位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は90アールとなり、要件を満たしてありま

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しませ

以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員は欠席ですので、担当農業委員の報告をお願いします。

猪口委員 現況は田として利用されています。譲受人は今後も農地として効率的に利用されますので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断しま

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号51番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号52番を審議します。事務局の説明を求めま

事務局 整理番号52番につきましては、気高町山宮地内の畑、208㎡を贈与により所有権移転するものです。
申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明しま

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は277アールとなり、要件を満たしてありま

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しませ

以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

角田委員 譲渡人と譲受人は兄弟関係にあり、分家の時に申請地も分けたと思っていたが、地籍調査で名義が代わっていないことが判明し、今回の贈与となり、取得後も同様に耕作されますので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断しま

議 長	では、担当農業委員は欠席ですので、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号52番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号53番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号53番につきましては、桂見地内の田、2,394㎡を売買により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。 農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、 譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。
	次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、 申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、 現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。
	次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、 申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は56アールとなり、要件を満たしております。
	最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、 申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。
	なお、農地法第3条第2項第2号(農地所有適格法人要件)、同第3号(信託の引受けの禁止)及び同第6号(転貸または質入れの禁止)には該当しません。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
森委員	譲渡人は年齢、身体的に耕作が無理だったため、親戚関係にある譲受人に売買するものです。譲受人は取得後も効率的に耕作されますので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
福田淳委員	推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号53番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号54番を審議します。 議案の当事者であります、村田委員には退席を求めます。 (村田委員 退席)
議 長	事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号54番につきましては、馬場地内の田6筆、2,125㎡を売買により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積20アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は488アールとなり、要件を満たしております

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません

以上で説明を終わります

議 長 では、担当推進委員の報告をお願いします

下田委員 現況は田として利用されております。譲受人は規模拡大のため取得し、取得後も効率的に耕作されますので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します

議 長 引き続きまして、担当農業委員は当事者のため退席しておりますので、現地確認をした代わりの農業委員の報告をお願いします

大西委員 推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します

議 長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号54番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました

では議案第50号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めま

事務局 議案第50号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。
整理番号12番につきましては、墓地を転用目的とするものです。
申請地は、青谷町澄水地内の畑1筆、152㎡のうち18.68㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです

議 長 では、担当推進委員の報告をお願いします

伊藤委員 12月2日に担当農業委員と事務局と現地確認しました。申請地は、自宅と地続きです。隣の家とは130mくらい離れていますので、隣の方に迷惑をかけるようなことはないと思いま

現在、申請では野菜を作っておられますけど、もともと小さな土地ですし、生産能力も少なそうな農地です

転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します

議 長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします

石谷委員	担当推進委員の報告のとおりで、周囲の方の同意も取っており、転用することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号12番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号13番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号13番につきましては、駐車場を転用目的とするものです。 申請地は、河原町袋河原地内の田1筆、159㎡のうち42㎡です。農地区分は、第2種農地、住宅等が連たんする区域に近接する区域内の農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
岸本委員	12月1日に担当農業委員と現地確認しました。現地は、昔の苗田なんです、何十年か前から、一部、農機具小屋と畑になっておりまして、田の部分を埋めて駐車場にしたいとのこと。一部、農地が残りますけど、おそらく、何年か先に転用の申請をされると思います。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
谷口伸委員	申請地は、非農地化している場所です。159㎡のうち120㎡くらいは建物が建っております。少し農地が残っておりまして、それが42㎡です。ほとんど、稼働していない土地です。建物が建って、30年くらい経っております。非農地証明申請で一括して申請すれば良いと思います。一括して申請すれば、地積測量なんかはしなくても良いと思います。この度は、少し問題があると思います。次の総会で非農地証明申請を出せば良いのではないですか。
議長	違反転用になりますか。
谷口伸委員	届出は、出てないと思います。
議長	谷口委員は、20年以上経っている所なので、非農地証明で対応してはどうかと言っています。今回は、申請を却下ということになりますけど、どうでしょうか。
小林勉委員	谷口委員に賛同します。なぜかと言うと、登記代がすごく高くなるんです。一度にまとめて、非農地証明申請した方が良いと思います。
事務局	倉庫というのは、申請では農機具庫で出ています。違反転用ではないという認識で、農地転用の申請を受けておりまして、このままでも問題ないと思います。ご提案がありました非農地証明申請の方が良いということであれば、申請者に相談の上、次回の総会で対応することとしていただくこともできると思います。
岩永委員	当初は、農機具小屋として建てたものです。その後、営農をやめて、他の人に耕作してもらっている状況です。耕運機等は処分しています。当初は、事務局の説明したとおりですので、問題はないと思います。
家根委員	当初、農機具庫として建てたものだけでも、今は、農機具を入れる倉庫になっていない。非農地証明申請をするのが当たり前だと思います。
岩永委員	今、現在、畑ですので、非農地証明は少し無理だと思います。

建部委員	申請があったのは、農地法4条の申請で、159㎡のうち42㎡を駐車場にしたいと申請されているので、今、非農地は関係ないです。これで審議されたらいいでしょ。
岸本委員	今回は、議案のとおり審議して、次回、もう1回、併せて審議したらどうでしょうか。
議長	担当推進委員の報告のとおり、本日は、議案のとおり審議したいと思います。 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号13番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号32番、33番は、関連事案のため一括して審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第51号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 整理番号32番、33番につきましては、同じ敷地を分けて2棟の住宅建築を転用目的とするものです。 整理番号32番の申請地は、鹿野町今市地内の畑1筆、528㎡のうち235.36㎡です。農地区分は、第3種農地、管理設道路沿道の区域の農地に該当します。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 整理番号33番の申請地は、鹿野町今市地内の畑1筆、528㎡のうち292.80㎡です。農地区分は、第3種農地、管理設道路沿道の区域の農地に該当します。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
谷口和委員	11月29日に担当農業委員と現地確認しました。譲渡人はお父さんでございまして、譲受人は二人とも子供さんで、親子関係だそうです。一つの土地を分けて、別々に家を建てたいそうです。北側には農地がありまして、水路関係もU字溝がありまして、これなら隣にも迷惑がかからないなと思いつきながら帰りました。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
砂川委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号32番、33番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号34番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号34番につきましては、駐車場を転用目的とするものです。

申請地は、西円通寺地内の畑1筆、211㎡です。農地区分は、第3種農地、駅・役場等から300m以内の農地に該当します。
申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。
申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

下田委員 12月1日に譲受人と譲渡人の両者立会いの下、担当農業委員と現地確認しました。9月の第6回農業委員会総会において、鳥取市の農業振興地域の変更が認められております。事業規模の拡大に伴って、来客用の駐車場と従業員用の駐車場を整備するという事で、転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

村田委員 担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号34番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして、整理番号3番(一時転用)を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番(一時転用)につきましては、工事による仮設進入路を転用目的とするものです。
申請地は、福部町八重原地内の田5筆、畑2筆、合計987㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、一時転用です。
申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。
申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

香川委員 担当推進委員は、欠席ですので、担当農業委員が代わって報告させていただきます。12月3日に地権者(賃貸人)の方と現地確認しました。田んぼであったり、耕作していないけども田んぼであるということで、一応、確認をとらせていただきました。その後、4日ですが、工事業者(賃借人)の方と、現地は確認というだけで鉄板を敷いてありませんので分かりませんが、一応、立会で工事業者(賃借人)とお話をしました。JR山陰本線の脇の維持管理作業のための仮設道路を作るということで、維持管理に必要な箇所の入出道路がないということで仮設道路を作りたいとのこととございました。仮設道路は鉄板を敷いてするというので、工事終了後は、すぐ、原状復旧するという確認をとらせていただきましたし、地権者の方はもとより、八重原地区の集会所に賃借人が出向いて、部落の方にも説明し、協力に理解もいただいているということで、転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。

柳田委員 期間はどのくらいかかりますか。

香川委員 120日です。

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号3番(一時転用)について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
事務局	では議案第52号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第52号非農地証明について説明します。 整理番号92番の申請地は、生山地内の畑2筆、合計1,000㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
有本委員	12月4日に事務局と現地確認しました。以前は梨の果樹園および雑事畑として利用されていたようですが、申請地の現況は、雑草・雑木が繁茂し、原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
村田委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号92番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
事務局	続きまして整理番号93番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号93番の申請地は、青谷町善田地内の畑1筆、102㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
山田千委員	12月2日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、集落の外れにある墓山で、水害により墓地を移設し、現在も墓地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
山口委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号93番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
事務局	続きまして整理番号94番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号94番の申請地は、松原地内の畑2筆、合計409㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
上根委員	12月6日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、竹が繁茂し、山林化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

福田淳委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号94番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号95番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号95番の申請地は、下段地内の畑1筆、390㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
民谷委員	12月3日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、約95年前から現在に至るまで住民が居住しており、住宅用地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められ、農地法施行日(昭和27年10月21日)以前より非農地であった土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
加藤委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号95番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号96番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号96番の申請地は、青谷町青谷地内の田1筆、25㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
大石委員	12月2日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、コンクリート張りの土間になっており、工場敷地の一部として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
石谷委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号96番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号97番は整理番号98番、99番、100番および101番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号97番の申請地は、祢宜谷地内の畑7筆、合計7,094㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。

整理番号 98 番の申請地は、祢宜谷地内の畑 1 筆、333 m²です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。
整理番号 99 番の申請地は、祢宜谷地内の畑 3 筆、合計 8,775 m²です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。
整理番号 100 番の申請地は、祢宜谷地内の畑 1 筆、3,485 m²です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。
整理番号 101 番の申請地は、祢宜谷地内の畑 2 筆、合計 3,877 m²です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

有本委員 12月4日に地元役員3名および事務局と現地確認しました。以前は昭和40年頃に農業法人を設立し、山間地で約7haの果樹園として開墾されましたが、申請地の現況は、農業法人が解散し梨等は一切栽培されておらず、雑草・雑木が繁茂し、山林原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

村田委員 担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号 97 番、98 番、99 番、100 番および 101 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号 102 番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号 102 番の申請地は、気高町殿地内の畑 1 筆、8,915 m²です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

角田委員 12月6日に担当農業委員、気高地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。申請地を含めて周辺は山間地での果樹園として開墾されましたが、申請地の現況は、雑草・雑木が繁茂し、山林化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議長 担当農業委員は欠席であるため、担当推進委員の報告をもって、担当農業委員の報告と代えさせていただきます。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号 102 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号 103 番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号 103 番の申請地は、西大路地内の田 1 筆、178 m²です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

山根委員	12月5日に事務局と現地確認しました。申請地の現況は、耕作放棄された雑種地となっております。申請人に聞き取りしたところ、市外在住であるため、鳥取市にある所有地は全て手放したいとのことでした。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
村田委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号103番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号104番は整理番号105番および106番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号104番の申請地は、用瀬町美成地内の田1筆、151㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号105番の申請地は、用瀬町美成地内の畑1筆、2,487㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号106番の申請地は、用瀬町美成地内の畑1筆、290㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
小林照委員	12月3日に担当農業委員、用瀬地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、雑草・雑木が繁茂し、原野化しております。申請地を含めて周辺の山林原野となっている土地では将来的に残土処分場の建設を予定されているようです。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
安東委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号104番、105番および106番について、原案のとおり決定することにご異議 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号107番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号107番の申請地は、安長地内の畑1筆、231㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
小松委員	12月2日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、申請地に隣接する宅地と一体的に庭として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
川上委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。

	(質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号107番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号108番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号108番の申請地は、瀬田蔵地内の田6筆、畑3筆、合計6,665㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
木浪委員	12月2日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。以前は申請人の父親が養鶏業の敷地として利用され、小屋を建築しておりましたが、申請地の現況は、養鶏業を廃業され小屋も取り壊されており、申請地周辺も含めて雑草・雑木が繁茂し、原野化しておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
福田淳委員	担当推進委員の報告のとおりであり、農業振興地域内農用地区域から除外されているため、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号108番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第53号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第53号鳥取市農用地利用集積計画について説明します。 鳥取市長から、令和元年12月24日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規56件、更新94件、合計150件で、面積は、田576,700㎡、畑20,925㎡、その他46,648㎡、合計644,273㎡です。 権利種別の内訳は、賃借権123件、使用貸借による権利38件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第53号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第54号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第54号鳥取市農用地利用配分計画について説明します。 鳥取市長から、農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。 これは、農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項に基づき、鳥取市が作成した農用地利用配分計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。

今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田235, 123㎡、畑14, 680㎡。権利種別の内訳は、賃借権150件、使用貸借による権利25件となっています。

農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
議案第54号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (5) 農地の形状変更届出書の受理について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議 長 その他報告事項につきまして、事務局ありますか。
(特になし)

議 長 それでは審議を終了して、検討事項に移りたいと思います。事務局お願いします。

事務局 検討事項という訳ではありませんが、お知らせという事で、議案書と一緒にお配りしています。来年の7月20日以降の新しい農業委員さん推進委員さんの募集について、募集期間は令和2年2月3日(月)～3月2日(月)までです。農業委員さんの申込先は農政企画課になります。推進委員さんの申込先は農業委員会事務局となります。来ていただければ同じフロアですのご案内します。

募集の方法ですが、農業委員さん推進委員さんとも「推薦」と「自らの応募」の2種類です。推薦ですが、組織・団体または、個人からの推薦ですが、あくまでも、出られる本人の同意がなければ成立しません。ここは注意いただきたいと思います。自らによる応募ですが、こちらは推薦がなくても応募できます。

募集定数及び任期ですが、農業委員さんは現行のまま24人で括弧書きで(地域別の定数は設けません)と書いてありますが、設ける事ができませんので、鳥取市全域から24名うち一人中立委員さんを置かなければならないとなっています。現在、気高と青谷は地元とは別の農業委員さんになっていただいています。実際に活動してみると地元の委員さんが見やすいという所も感じます。推進委員さんについては示されています。人数等、現行と変更はありません。

農業委員さんにつきましては、先回と同じく議会の同意を受けた後、市長の任命となります。推進委員さんにつきましては農業委員会からの委嘱となります。農業委員さんの任期は令和2年7月20日～令和5年7月19日まで。推進委員さんは、おそらく同日になると思いますが、委嘱の日から令和5年7月19日までとなります。

委員さんの業務ですが、農地法の審査があり、後、農地利用の最適化。地域の代表として出られるという事ですので、よろしくお願いします。

応募書類ですが、募集期間中に鳥取市のホームページからダウンロードできるようにします。また、本庁舎、各総合支所、農協各支店の窓口に備え付けます。提出先は農業委員さんは農政企画課に、推進委員さんは農業委員会事務局に郵送及び提出となっています。よろしくお願いします。

議 長 何か質問はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり。

事務局

「違反転用の事例検討について」という資料をご覧ください。現在違反転用を行っている土地の所有者側から、転用をしたいと連絡がありました。まだ申請は受け付けていませんが、大規模な違反転用をしています。周辺に同様の違反状態が多いという事があり、皆さんのご意見をいただければと思います。

場所は、鳥取市河原町西円通寺地内です。転用予定事業者は、事務所や駐車場に使用する予定と聞いています。

対応方針として考えられるものを、県の担当課と協議しておりまして、A・B・C案を示させていただきます。

A案：農地復元後に、5条申請をしてもらい転用を許可する。

B案：農地復元は求めずに非農地証明書を申請してもらい許可する。

C案：その他

資料の地図の網掛けがしてある所が、全て違反転用個所になります。黒く塗ってあるのが今回の事例検討場所です。非常に違反転用が多いという事で、今後、同じような申請があれば対応をしていく必要があると思われまますので、今回皆様の意見をお伺いしたいという事になりました。

現地の写真が付いていますが、碎石等もありまして、雑種地のような場所になっております。10年～20年くらい前は農振農用地だった所で、転用が認められない場所だったものです。

現在は、今回のような違反がなければ、インターチェンジとの距離が300m以内であり、第3種農地で原則転用が許可できるようになっております。

そのような場所ですので、今後は違反状態でこのまましておくより、最終的には転用が認められるのが良いと思います。対応方針を書いておりますが、結論を求めるということは考えておりません。皆さんの意見を基に、事務局の方で検討して対応させていただきたいと思っております。

議長

皆さんの意見を今日は聴取いたします。この案件は、見てわかるように、同じ状況の第3種の転用が可能になる農地が他にも何件かあるようです。取扱いの方法を考えるうえで、鳥取市の取扱いの意見を聞きたいとのことで、時間を取らせていただきました。ご意見のある方は聴かせていただけますでしょうか。

建部委員

鳥取道ができる前から違反転用をしている場所です。見られて分かるように何件か違反転用をされています。A案B案と書いて提案してありますが、何もせずに非農地証明を出すのは、違反転用していいという事になります。A案で復元して更地にしてもらう。その後5条申請をしてもらう。こういう方法はいかがでしょう。

議長

ありがとうございます。はい、岩永委員どうぞ。

岩永委員

周りが耕作放棄地が多い地域です。8月の終わりに農地パトロールした時も耕作放棄地が多かった。この辺りをどうかしようというのは大変難しいと思います。復元は不可能ですので、この地域はあきらめるしかないと思っております。B案の方で非農地証明しか手の施しようがないと思います。違法転用した者勝ちになるのは懸念されますが、B案で進めていいのではないかとというのが私の意見です。

議長

ありがとうございます。

山下委員

お尋ねします。この土地は農業委員会しかり、農地法として罰則規定とかはありませんか。

議長

はい、事務局どうぞ。

事務局

罰則規定はありまして、罰則規定を適用する可能性はありますが、違反転用してから随分経っておりまして、罰則規定を適用するのはちょっと難しい状況ではないかと思っております。

山下委員

所有者に今後は違反転用はしませんと一筆書いてもらい、許可する方法もあるのではないかと思います。

議長

ありがとうございます。

建部委員 この土地は、基盤整備した土地です。もう一回言いたいのは、違反転用して得したらダメということ。どこでも違反転用してもいいことになりますね。A・B・C案とあるが、売買する時には上物も取って田に帰してから売買してもらったらどうでしょうか。

議長 ありがとうございます。今日は、何かを取り決めるという事ではないので、皆さんの意見を次々言ってもらったらいと思います。

加藤委員 インターチェンジが出来ました。今度、南北線も近くに付くと思います。無断転用をしました。B案のように後になってから、処分してください。いいですよ。ここで違反を認めたら全て認めなくてはいけなくなると思います。厳正に処分してもらいたいと思います。

議長 その他ありませんか。

猪口委員 あれはインターチェンジですか。高速道路でインターチェンジは、出たり入ったりできるループ状の道路では。(ほかの方の意見で納得。) 今まで売買する前に、原状復旧でやってきたのに、今回だけ何で急に変わるのか。

大西委員 違反転用を認めると、周辺の農地が耕作放棄されないかと危惧があります。

議長 違反転用は、改善してもらうのが当然です。今回は、違反転用が20年以上経過していることもあって、転用が可能になってしまった。第1種農地から第3種農地になってしまったということもあります。法的には申請を受け付けできるという案件が出た時に、鳥取市は今まで通り復元をしない限り転用を認めないというスタンスで行くかどうかです。今回、西道路が懸念されていますが、今回の転用したい場所の近くに同じような条件がたくさんありますので、土地の活用という意味でどうすればいいのかという事です。

梶川委員 確かに委員さんの方が正論だと思います。逆に業者の方から見れば、違反転用するのを農業委員さんは見て来ている。その時点でチェックすれば良かったと、行政の管理を衝いて来るのではないのでしょうか。心配です。

議長 指導の方がきちんとされたけれど、改善されなかったという案件だと思います。

梶川委員 指導の方をきちんとしたのを証明できますか。

事務局 文書で何度か通知をしたりして、そういう事項が残っています。違反転用は10年とか20年とか前から指導をした経過が残っています。今回ご相談した場所については、資料とか証明する事も出来るかと思っています。

梶川委員 20年も指導して来て、A案C案だったらいいですけど、B案を提案されるというのはちょっと矛盾しませんか。

事務局 確かに矛盾しているようなところもあると思います。ただ、その辺まで含めて、皆さんのご意見をいただくということで案を提示しました。

福安委員 インターチェンジにまつわる農地は鳥取市に限らず、他県にもあるはずなんです。参考までに情報提供をしていただきたいのが一つ。それから、私案ですけども山下委員さんの言われた、将来的にペナルティーをかけるというようなことも足かせになると思います。

議長 はい。

谷口伸委員 河原地区は私の地区になります。毎年、パトロールもしてチェックして来たんです。事務局の方にもきちんと報告しています。事務局がきちんと通知を出していると思います。その場合、田んぼとして課税がしてあるんですか。非農地として課税はしてないでしょ。事務局どうですか。

事務局 直接はまだ確認はしてませんが、固定資産税課の方は現況課税が原則ですので、雑種地での課税になっていると思います。

議長 課税の方は現況で課税されるということで、ありがとうございます。思いがそれぞれあるようで、どうもA案が多いような気がします。これは何も決定ではないですけど、A案に賛成の方は手を挙げて下さい。推進委員さんをお願いします。

建部委員 決めないといけないのですか。参考に手を挙げると変なことになりますよ。
(地図の場所を示して)違反転用している所がありますが、前にここに家を建てたいという相談を受けました。違反転用してるから駄目ですよと農業委員会であったんです。ここはその当時は家が建てられなかったんです。ここで許可(非農地証明)したら、農業委員会は何をしているんですか。農業委員、推進委員は何をしているんですかとなります。それでも良かったらやってください。

議長 以前に、ここに家を建てたいという方が断念された経緯があるということですね。

香川委員 この土地は所有者から提案が出ていますが、違反転用で残土置き場みたいに使っているのは所有者ですか。それとも誰かに貸しているのですか。

事務局 所有者が建設会社に貸している土地というか、所有者自体が建設会社の方で、使っているという事になると思いますが、ただ、現状を見た結果、今現在は特に使っていない形になっていると思います。

議長 わかりました。山田委員どうぞ。

山田委員 もし判断するのであれば、もう少し詳しい経過が欲しいと思います。いつ頃から違反転用が行われて農業委員会がどういう指導をしてきたか。それに対する所有者側からの返答はどのようなものがあつたか。そういうものがあつた上で、先ほど建部委員さんが言われた隣の土地では家を建てたい希望を、農業委員会は却下しました。案件には載ってないかもしれませんが、いけませんと返事しました。そういうものが全部出て来た上でないと、判断ができません。

議長 はい、小林一委員どうぞ。

小林一委員 この場で、A・B・Cを選ぶことは申し上げられませんが、その前に、基本的な情報をいただきたいんです。高規格道路の沿線の利用に係る鳥取市としての総合的な利用計画の方針ですね。農業振興地域の一筆の農地の地権としてどう扱うのかという問題です。所謂、ゾーニングの考えに属する領域なんでしょうか。行政として沿線区域の農地と非農地を含めた総合的な利用計画を持っているのか、持っていないのか。持っていれば、整理して欲しい。なければ、農地法に則して判断するより仕方ない。もう少し情報が欲しいです。

議長 局長どうぞ。

局長 今、小林一委員さんが聞かれてましたゾーニング。鳥取市のインターの近くをどういう形でやって行く考えを持っているかという事なんです。担当課から聞いたことはないんですが、ここは作っているかと言えば作っていないだろうという風に思っております。

小林一委員 明確化してほしいですね。

局長 はい。

議長 私はこういう道路建設の時の、都市計画審議会に農業委員として出たことがあるんですけど、農地は農地として守って行こうということで、農地を守るための配慮、高いところに風が回るとか、影日向、日照条件とか、こういうことに配慮して作りましょう。建設しましょうとありますけども。

議 長	山口委員どうぞ。
山口委員	先ほど事務局の方で違反転用になると指導文書を送っている、現状に復旧して下さいという文書だと思いますが、文書の内容をここで教えていただきたいと思います。何回継続したかわかりませんが原状復旧が謳ってあると思います。早速聞きたいと思います。
事務局	今、手許にないので詳しい内容は分かりませんが、大体のこちらで記憶している内容は、農地法に違反している農地復元してくださいという形で指導した文書になっていると思います。
山口委員	鳥取市の方から県の方になると思いますが、県の方の最終的な通知はどうでしょうか。
事務局	おそらく県から通知は出てないのではないかなと思います。ただ、原状復旧という点ですと県の方から通知を出すような形になっています。鳥取市の方から県の方に違反転用リストを定期的に報告するようになっておりまして、県も違反しているという事を認識していると思います。
山口委員	そのようなものを送っていながら、行政としてはずっと放っておいて、私は行政の怠慢だと思います。
議 長	ご意見ありがとうございました。それではこの件につきましては以上で検討いただきました。
議 長	<p>私事ですけど、農業者年金の推進をしているのが農業委員会の委員の業務としてありますと、前回お話ししました。動きやすくなったと思いますが、鳥取市農業委員会は農業者年金の推進をする上で、目標を掲げておりまして、それを大きくクリアしまして、理事長賞をいただき表彰を受けました。</p> <p>全国農業新聞の方にも載りました。新聞の記事を読ませていただきます。農業者年金基金の方が10月に全国農業新聞と日本農業新聞（JA）に同日で、鳥取の記事がありましたので、『「夫婦で受給楽しみ」農業委員会に進められ』鳥取市福部町の夫妻です。ちょっと読みます。</p> <p>「国民年金だけでは将来の生活に不安を感じ、鳥取市福部町の夫妻は、1年前に夫婦そろって農業者年金に加入した。夫婦は同じ地域で梨園を営んでいる鳥取市農業委員会の濱田香会長から、農業者年金はよい年金と勧められて興味を持つようになった。家族経営協定を締結した後、農業委員会職員から将来受けられる年金額をシュミレーションした資料での説明や契約の話聞いていて、その日のうちに夫婦揃って農業者年金の加入を決め申込みをした。夫妻は農業者年金は積み立て方式のため、自分が支払った保険料の全額が年金として終身で受け取ることができる。また、自分が支払った保険料の全額が社会保険料等の対象となるため節税対策にもなる。更に将来に向かって考えていた時に進められた。中には年金のことを知らない人もいるのもっと知る機会を作ってもらったらよいと思う。老後は夫婦二人で農業者年金を受給し老後を楽しみたい。」</p> <p>ご夫婦は地域の担い手になっておられます。梨の栽培もラッキョウの栽培も大きく手掛けておられます。地域の模範となる農業者になっておられます。</p> <p>農業者年金は払った分だけ控除になるという事がありまして、MAX6万7千円を月々掛けると、その12ヶ月分全額が控除の対象になるので、すごく節税効果があります。また、家族経営協定を締結し認定農業者になりました。そうすると国庫補助がいただけます。彼は〇〇歳なので6千円ですが、月々の保険料を国が半分なり6千円も負担してくれるのはなかなかないじゃないですか。すごくメリットがあるなと感じたので、きっと加入されるだろうなという思いもありました。詳しいことは農業委員会事務局の担当者に月々の年金額等の計算をしてもらいました。</p> <p>この方が認定農業者という事で、推進名簿をお手元に配っております。しっかりと地域の方とは交流が大事だなと思います。また、地域で交流のある方に声掛けをされると親しみもありますし、素直に聞いてくれると思います。これは農家さんのメリットになると、自分はいいいことをしているのだという思いを感じています。</p>
会長職務代理	今回は、令和2年1月10日（金）です。以上で第9回農業委員会総会を終了します。